

## 大山入山料徴収社会実験実行委員会設置要綱（案）

（設置目的）

### 第 1 条

大山における受益者負担による山岳環境保全の充実を目指して試行的に実施する入山料徴収に係る社会実験の実施について検討し、実験の結果を踏まえた今後の取組について大山山岳環境保全協議会（仮称）準備会に勧告する。

（組織の位置づけ）

### 第 2 条

本委員会は、大山山岳環境保全協議会（仮称）準備会の下部組織として位置付け、準備会におけるトイレ問題に係る対策の検討等と連動しながら実施する。

（協議事項）

### 第 3 条

本委員会は、第 1 条の目的を達成するため、社会実験の実施内容、結果の分析及びそれらを踏まえた今後の取組その他必要な事項について協議する。

（構成員）

### 第 4 条

本委員会の構成員は、別紙のとおりとする。なお、必要に応じて構成員を追加すること又は構成員が退任することを妨げない。

（会議の開催）

### 第 5 条

本委員会は、令和元年度に 3 回程度開催する。

（事務局）

### 第 6 条

本委員会の事務局は、環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所、鳥取県及び大山町が共同で担うものとする。

（その他）

### 第 7 条

本要綱に定めのない事項は、事務局が決定する。

附則

本要綱は令和元年 8 月 5 日から施行する。

<別紙>構成員

【関係機関・団体】

- 林野庁近畿中国森林管理局鳥取森林管理署
- 大山寺
- 大神山神社
- 大山旅館組合
- 一般社団法人 大山観光局
- 一般財団法人 自然公園財団鳥取支部
- 大山ガイドクラブ
- 中国山岳ガイド協会
- 鳥取県山岳・スポーツクライミング協会
- 日本山岳協会山陰支部
- 鳥取県勤労者山岳会

【外部有識者等】

- 甲南大学経済学部 柘植 隆宏 教授
- 北海道大学農学研究院 庄子 康 准教授
- 株式会社ヤマップ

【共同事務局】

- 環境省中国四国地方環境事務所大山隠岐国立公園管理事務所
- 鳥取県
- 大山町